



埼玉県報

第553号
令和6年(2024年)
9月27日
金曜日

目次

規則

- 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則等の一部を改正する規則(文書課)
- 埼玉県自家用水道条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課)
- 埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則の一部を改正する規則(交通指導課)

告示

- 埼玉県土地利用基本計画の変更(土地水政策課)
- 税務業務の文書管理システム(税務システム一体化機能)構築・運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(税務課)
- 電子黒板及び移動式スタンドに関する落札者等の公示(入札課)
- 電動式ロードトレインに関する落札者等の公示(入札課)
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定に関する告示の一部改正(危機管理課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 熊谷農業振興地域の区域の変更（農業政策課）
- 荒川右岸用排水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 熊谷都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 国道254号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更（市街地整備課）
- 交番等で使用する電気（低圧電力）に関する落札者等の公示（会計課）
- 埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか47施設で使用する電気に関する落札者等の公示（会計課）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の変更（越谷建築安全センター）

雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

規 則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則等の一部を改正する規則

(知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部改正)

第一条 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(平成元年

埼玉県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第二十六号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(養鶏振興法施行細則の一部改正)

第二条 養鶏振興法施行細則(昭和三十五年埼玉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県財務規則の一部改正)

第三条 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第百三十九号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第四条 埼玉県立自然公園条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第三十一号)の

一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第24条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県土採取条例施行規則の一部改正)

第五条 埼玉県土採取条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号（第9条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

（埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第六条 埼玉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第25条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第七条 埼玉県屋外広告物条例施行規則(昭和五十年埼玉県規則第五十三号)の
一部を次のように改正する。

第二十二条中「様式第二十四号」を「様式第七号」に改める。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号（第12条、第22条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

様式第二十四号を削る。

(ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第八条 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則(昭和五十四年埼玉県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第15条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)

第九条 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年埼玉県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号（第11条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第十条 埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成七年埼玉県規則第九十八号)の
一部を次のように改正する。

様式第十六号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則の一部改正)

第十一条 埼玉県解体工事業者の登録等に関する規則(平成十三年埼玉県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

（埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部改正）

第十二条 埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の
一部を次のように改正する。

様式第五十五号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第十三条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成十四年埼玉県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県景観規則の一部改正)

第十四条 埼玉県景観規則(平成十九年埼玉県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

様式第十号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部改正)

第十五条 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成二十一年埼玉県規則第十

九号)の一部を次のように改正する。

様式第十四号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

（埼玉県水源地域保全条例施行規則の一部改正）

第十六条 埼玉県水源地域保全条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部改正)

第十七条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(令和四年埼玉県

規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による証明書は、この規則による改正後の当該それぞれの規則に定める様式による証明書とみなす。

規 則

埼玉県自家用水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十一号

埼玉県自家用水道条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県自家用水道条例施行規則（昭和三十二年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削り、同様式の（注）中「給水」を「給水」に改める。

様式第二号、様式第三号及び様式第五号中「給水」を「給水」に改め、「㊦」を削る。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県自家用水道条例施行規則様式第六号による身分証明書は、改正後の埼玉県自家用水道条例施行規則様式第六号による身分証明書とみなす。

規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十二号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「四〇・一〇」を「二六・六四」に、「七二」を「一〇七」に、「三六・九六」を「二六・六四」に、「四八七」を「五二九」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第2条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 埼玉県収納済通知書 (督) </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 通常払込料金 加入者負担 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 15%;">口座記号 番号</td> <td style="width: 15%;">金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>収納機関 番号</td> <td>納付 番号</td> <td>確認 番号</td> <td>納付 区分</td> </tr> <tr> <td>納入 期限</td> <td>年 月 日</td> <td>納付 目的</td> <td></td> </tr> </table> <div style="margin-top: 10px;"> <input type="checkbox"/> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入者</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">様</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">収 納 済 印</td> </tr> <tr> <td>収納年月日</td> <td>金融機関コード</td> <td>課所名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">CVS収納用</td> <td style="text-align: center;">(会計管理課保管・コンビニ本部控)</td> </tr> </table>	加入者名	口座記号 番号	金額	円	収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	納入 期限	年 月 日	納付 目的		納入者	様	収 納 済 印	収納年月日	金融機関コード	課所名	CVS収納用		(会計管理課保管・コンビニ本部控)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 埼玉県納入通知書 兼払込金受領証 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 通常払込料金 加入者負担 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 15%;">口座 記号 番号</td> <td style="width: 15%;">金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">納入者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td>納 付 目 的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>確認番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>課所名</td> <td colspan="3">収 納 済 印</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(金融機関保管・コンビニ店舗控) この受領証は、大切に保管してください。</td> </tr> </table>	加入者名	口座 記号 番号	金額	円	金額				納入者				様				納 付 目 的				納付番号				確認番号				納入期限	年 月 日			課所名	収 納 済 印			(金融機関保管・コンビニ店舗控) この受領証は、大切に保管してください。				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 埼玉県納入通知書兼領収書 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 15%;">口座 記号 番号</td> <td style="width: 15%;">金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>収納機 関番号</td> <td>納付 番号</td> <td>納付 区分</td> <td>納入 期限</td> </tr> <tr> <td>確認 番号</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">納付 目的</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">上記の金額を納入してください。 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">歳入徴収権者 印</td> </tr> <tr> <td colspan="4">納入場所 埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関 埼玉県と契約した収納代行業者</td> </tr> <tr> <td>課所名</td> <td colspan="2">収 納 済 印</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">納入者住所氏名</td> <td style="text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(納入者保管)</td> </tr> </table>	加入者名	口座 記号 番号	金額	円	収納機 関番号	納付 番号	納付 区分	納入 期限	確認 番号	年 月 日			納付 目的				上記の金額を納入してください。 年 月 日				歳入徴収権者 印				納入場所 埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関 埼玉県と契約した収納代行業者				課所名	収 納 済 印			納入者住所氏名			様	(納入者保管)			
加入者名	口座記号 番号	金額	円																																																																																																				
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分																																																																																																				
納入 期限	年 月 日	納付 目的																																																																																																					
納入者	様	収 納 済 印																																																																																																					
収納年月日	金融機関コード	課所名																																																																																																					
CVS収納用		(会計管理課保管・コンビニ本部控)																																																																																																					
加入者名	口座 記号 番号	金額	円																																																																																																				
金額																																																																																																							
納入者																																																																																																							
様																																																																																																							
納 付 目 的																																																																																																							
納付番号																																																																																																							
確認番号																																																																																																							
納入期限	年 月 日																																																																																																						
課所名	収 納 済 印																																																																																																						
(金融機関保管・コンビニ店舗控) この受領証は、大切に保管してください。																																																																																																							
加入者名	口座 記号 番号	金額	円																																																																																																				
収納機 関番号	納付 番号	納付 区分	納入 期限																																																																																																				
確認 番号	年 月 日																																																																																																						
納付 目的																																																																																																							
上記の金額を納入してください。 年 月 日																																																																																																							
歳入徴収権者 印																																																																																																							
納入場所 埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関 埼玉県と契約した収納代行業者																																																																																																							
課所名	収 納 済 印																																																																																																						
納入者住所氏名			様																																																																																																				
(納入者保管)																																																																																																							

附 則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則別記様式第2号の用紙で、現に残存するものは、令和7年3月31日までの間、これを使用することができる。

告示

埼玉県告示第千六十六号

埼玉県土地利用基本計画を令和六年九月十七日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更

農業地域	農業地域	変更した地域区分
坂戸市	熊谷市	変更した地域が所在する市町村
縮小	縮小	拡大又は縮小の別
四十七ヘクタール	十四ヘクタール	変更部分の面積

告 示

埼玉県告示第千六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

税務業務の文書管理システム（税務システム一体化機能）構築・運用保守業務
委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15
番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年7月16日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 契約金額

771,213,960円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第千六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
電子黒板及び移動式スタンド 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 8 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社電池屋 東京都渋谷区笹塚 3 丁目 33 番 3 号
- 5 落札金額
19,068,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 6 年 7 月 9 日

告 示

埼玉県告示第千六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
電動式ロードトレイン 1編成（けん引車1台及び客車2台）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県都市整備部営繕・公園事務所 埼玉県熊谷市赤城町1丁目147番地3号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社クレイズ 大阪府枚方市山之上2丁目17番16号
- 5 落札金額
32,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年7月9日

告 示

埼玉県告示第千七十号

平成十七年埼玉県告示第六百五十五号（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

「新日本瓦斯株式会社」を削り、「東彩ガス株式会社」を「株式会社エナジー宇宙」に、「社団法人埼玉県エルピーガス協会」を「一般社団法人埼玉県LPガス協会」に、「社団法人埼玉県バス協会」を「一般社団法人埼玉県バス協会」に、「社団法人埼玉県トラック協会」を「一般社団法人埼玉県トラック協会」に、「社団法人埼玉県医師会」を「一般社団法人埼玉県医師会」に、「社団法人埼玉県歯科医師会」を「一般社団法人埼玉県歯科医師会」に、「社団法人埼玉県看護協会」を「公益社団法人埼玉県看護協会」に改める。

告示

埼玉県告示第千七百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人道心会 草加八潮循環器ク リニック	医療法人道心会	八潮市八潮四―九―九 八 潮メデイカルビル二F	令和六年九月 一日
南桜井駅前あおぞ ら内科クリニック	梅田 隆満	春日部市大倉四九六―一四 ヤオコー南桜井店二階	令和六年九月 一日
所沢駅前クリニッ ク	佐藤 潤	所沢市東住吉一〇―一―一 コネクト所沢一階A B	令和六年九月 一日
医療法人社団ナイ ズキャップスクリ ニック所沢	医療法人社団ナ イズ	所沢市北秋津五九二ソコラ所 沢二階	令和六年九月 一日
ひかりクリニック 和光	医療法人誠光会	和光市丸山台一―一〇―二 〇M・Nビルディング五階	令和六年九月 一日
すやすや歯科	佐々木 重夫	久喜市東大輪四一五	令和六年九月 一日

西武薬局	株式会社ウイ ズ	狭山市入間川四―一六―二三 プロスピリテイ―狭山一階	令和六年八月 一日
薬局トモズ エミ テラス所沢店	株式会社トモズ	所沢市東住吉一〇―一エミテ ラス所沢一階	令和六年九月 一日
あらい薬局	アポクリート株 式会社	秩父市本町一―一九	令和六年八月 一日
調剤薬局マルコ 埼玉秩父店	株式会社dis pensing	秩父市永田町一―一六	令和六年八月 一日
訪問看護ステーシ ョン ところ	医療法人昭友会	鶴ヶ島市富士見二―一七―二 二	令和六年八月 一日
訪問看護ステーシ ョン 琴音	株式会社FOC US	羽生市北荻島四七〇	令和六年四月 一日
訪問看護ステーシ ョン「轍」わだち	株式会社「轍」 わだち	新座市野火止四―一―二三 ビル二F	令和六年八月 一日
訪問看護ステーシ ョン Lamp	株式会社日本ク リード	三郷市早稻田三―一―八テイ アラ三郷一〇三	令和六年八月 一日
訪問看護ステーシ ョンうちリハ	株式会社和一	深谷市稲荷町二―一―二一	令和六年七月 一日
訪問看護ステーシ ョンのあ	NOA・JAP AN株式会社	入間郡三芳町藤久保三七六八 ―二アバンドントハイツ― 三〇	令和六年九月 一日
心の訪問看護ステ ーション向日葵― 熊谷―	株式会社Sun Dear	熊谷市籠原南三―二九八	令和六年九月 一日

訪問看護ステーションLeo	株式会社明け星	所沢市狭山ヶ丘二―二八―九	令和六年十月一日
---------------	---------	---------------	----------

二 指定施術機関

氏名	住所		氏名	所在地	指定年月日
	名称	施術所			
播磨 陽	はあと整骨院	東京都足立区新田三―二五―五 リバーサイドシテイー	F	令和六年八月一日	
鵜野 卓志	オーロラ治療院 練馬	東京都練馬区早宮一―三三―八 二〇三号室		令和六年八月十三日	
渡邊 憲治	からだ元気治療院 北本エリア 北本オフィスマリツチ 斉藤一〇一	北本市東間七―一一―ニュー		令和六年八月一日	
坂本 堅也	訪問マッサージ KEIROW浦 和中央ステーション	さいたま市浦和区常盤三―三 悦英ビル三A		令和六年九月一日	

告示

埼玉県告示第七七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
加須在宅クリニック	名称	木ノ内在宅クリニック 加須	加須在宅クリニック
ユニスマイル薬局 北有楽町店	名称	ファークコス薬局 楽町	ユニスマイル薬局 北有楽町店
ユニスマイル薬局 東狭山ヶ丘店	名称	ファークコス薬局 山ヶ丘	ユニスマイル薬局 東狭山ヶ丘店
ユニスマイル薬局 くすのき台店	名称	ファークコス薬局 のき台	ユニスマイル薬局 くすのき台店
ユニスマイル薬局 むさし上里店	名称	ファークコス薬局 し上里	ユニスマイル薬局 むさし上里店
訪問看護ステーション ヨンいつき鴻巣	所在地	鴻巣市小松四―一―三 一フォアハウス一〇一	鴻巣市本町四―四―九 SS第二鴻巣ビル一階C 区分

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
木下 憲一		齋藤 郁恵	
施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称
一〇一	KEiROW 所沢東ステーション	一五一一一―二〇六	訪問マッサージ KEiROW 所沢ステーション
〇一	からだモンド鍼灸院	ビル東三階	まごころマッサージ治療院
所沢市東所沢二―一 三―六レナシア東所沢	所沢市東所沢二―一 一五パールメゾン一	所沢市東所沢和田三 三―一―五スプリング ビル東三階	東京都練馬区東大泉

告示

埼玉県告示第千七百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人 道心会 草加循環器クリニック	草加市氷川町二一三一―六ヒルズコー ト一・二F	令和六年七月三十 一日
野口産婦人科	行田市天満七―二〇	令和六年八月一日
用土医院	大里郡寄居町用土二二二五―四	令和五年八月一日
谷中耳鼻咽喉科医院	春日部市大場六九〇―三	令和六年七月三十 一日
齋藤歯科医院	新座市石神三―五―三	令和六年七月二十 四日
ファミリー歯科医院	鴻巣市逆川一―四―三	令和六年七月三十 一日
あいゆう歯科和光第二診療所	和光市丸山台三―一三―一	令和六年七月三十 一日

朝霞台歯科診療所	朝霞市北原二―二―二七	令和六年七月三十一日
あいゆう歯科三郷診療所	三郷市戸ヶ崎三―五七七	令和六年七月三十一日
あらい薬局	秩父市本町一―一九	令和六年七月三十一日
アイランド薬局 秩父永田店	秩父市永田町一―一六	令和六年七月三十一日
三平薬局 行田店	行田市埼玉四六七三―五	令和六年七月三十一日
薬真堂薬局	狭山市狭山台三―二五―四―三―一―二―二	令和六年八月十二日
ひろせ西武薬局	狭山市広瀬東三―一三―一八	令和六年七月三十一日
西武薬局	狭山市入間川四―一六―二三プロスピ リテイ―狭山一階	令和六年七月三十一日
ハート薬局 草加店	草加市氷川町二―三―一―六	令和六年七月三十一日
あおば薬局	富士見市水谷東二―五四―五	令和六年七月三十一日
とんぼ薬局 みずほ台店	富士見市下南畑三六六〇―四	令和六年七月三十一日

平塚薬局 越生店	入間郡越生町黒岩二一〇―一	令和六年七月三十一日
ひまわり薬局 坂戸店	坂戸市南町三〇―一九	令和六年七月三十一日
訪問看護ステーション 琴音	加須市花崎北二―四―二中里貸家一〇号	令和六年四月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
米倉 大陽		はっとり接骨院 (与野本町院)	さいたま市中央区下落合六―一〇―五	令和六年八月三十一日
平田 和希		はっとりはりきゅう接骨院(本郷院)	さいたま市北区本郷町六一	令和六年八月三十一日
小木曾 健		はっとりはりきゅう接骨院(三橋院)	さいたま市西区三橋六一―一〇九―一	令和六年八月三十一日
五木田 安		はっとりはりきゅう接骨院(久喜院)	久喜市久喜中央一―三―二四	令和六年八月三十一日
遠藤 貴幸		はっとりはりきゅう接骨院(宮原西院)	さいたま市北区宮原町三―五六七―四	令和六年八月三十一日
水野 晃		はっとりはりきゅう接骨院(宮原西院)	さいたま市北区宮原町三―五六七―四	令和六年八月八日

子 前 澤 日 菜	
院 う 接 骨 院 (宮 原 西	は つ と り は り き ゆ
三 一 五 六 七 一 四	さ い た ま 市 北 区 宮 原 町
一 日	令 和 六 年 八 月 三 十

告 示

埼玉県告示第七千七百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
なかがわ歯科クリニックス	戸田市下戸田一―七―一六ダイヤメゾン戸田公園一F	令和六年八月三十一日

告示

埼玉県告示第千七百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
草加谷塚クリニック	草加市谷塚上町五七四―三	令和六年七月二十六日
三芳ロイヤル訪問看護ステーション	入間郡三芳町藤久保九七四―三	令和六年八月三十一日

告示

埼玉県告示第千七百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

蓮田病院		介護付有料老人ホームみんなの家・志木上宗岡		グループホーム 暖家 所沢		名称
蓮田市根金一六六二一		志木市上宗岡三一六四〇		所沢市若狭二一六七七		所在地
医療法人 顕正会		ALSOK介護株式会社		メデイホーム株式会社		開設者名
介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション	介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	サービスの種類
令和六年七月一日		令和六年九月一日		令和六年七月一日		指定年月日

告示

埼玉県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
通所リハビリテーション ヨングinnanクリニ ック	事業所所 在地	狭山市入間川 二―六―二二	狭山市祇園二 六―三一	通所リハビリテーシ ョン 介護予防通所リハビ リテーション
入間市金子地区地 域包括支援センタ ー	事業所所 在地	入間市中神八 五三―一	入間市寺竹五 三五―一金子 地区センター 内	介護予防支援
入間市豊岡西地域 包括支援センタ ー	事業所所 在地	入間市扇台六 ―三―三三	入間市扇町屋 一―九―三四 扇町屋地区セ ンター内	介護予防支援
ユニスマイル薬局 北有楽町店	事業所名	ファークロス薬 局 北有楽町	ユニスマイル 薬局 北有楽 町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
ユニスマイル薬局 くすのき台店	事業所名	ファークロス薬 局 くすのき 台	ユニスマイル 薬局 くすの き台店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導

ユニスマイル薬局 東狭山ヶ丘店	ユニスマイル薬局 むさし上里店
事業所名	事業所名
フェアコス薬 局東狭山ヶ丘	フェアコス薬 局むさし上里
ユニスマイル 薬局東狭山 ヶ丘店	ユニスマイル 薬局むさし 上里店
介護予防 居宅療養管 理指導	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管 理指導

告示

埼玉県告示第千七百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称						医療法人社団仁友会 入間台クリニック					
所在地						入間市新久八一六					
サービスの種類						居宅介護支援					
介護予防居宅療養管理指導		介護予防訪問リハビリテーション		介護予防訪問看護		居宅療養管理指導		訪問リハビリテーション		訪問看護	
廃止年月日						平成十九年十二月一日					
令和六年七月三十一日											
谷中耳鼻咽喉科医院											
春日部市大場六九〇―三											

<p>あらい薬局本町店</p>	<p>なごみ居宅介護支援事業所</p>
<p>秩父市本町一 五</p>	<p>入間市小谷田一 二五八一 ハート病院内</p>
<p>介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導 居宅介護支援</p>
<p>平成二十九年二月二十八日</p>	<p>令和六年八月十五日</p>

告 示

埼玉県告示第七十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、熊谷農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

別図

凡例



熊谷農業振興地域から除く区域



鉄道界：秩父鉄道

道路界
：市道60309号線

水路界

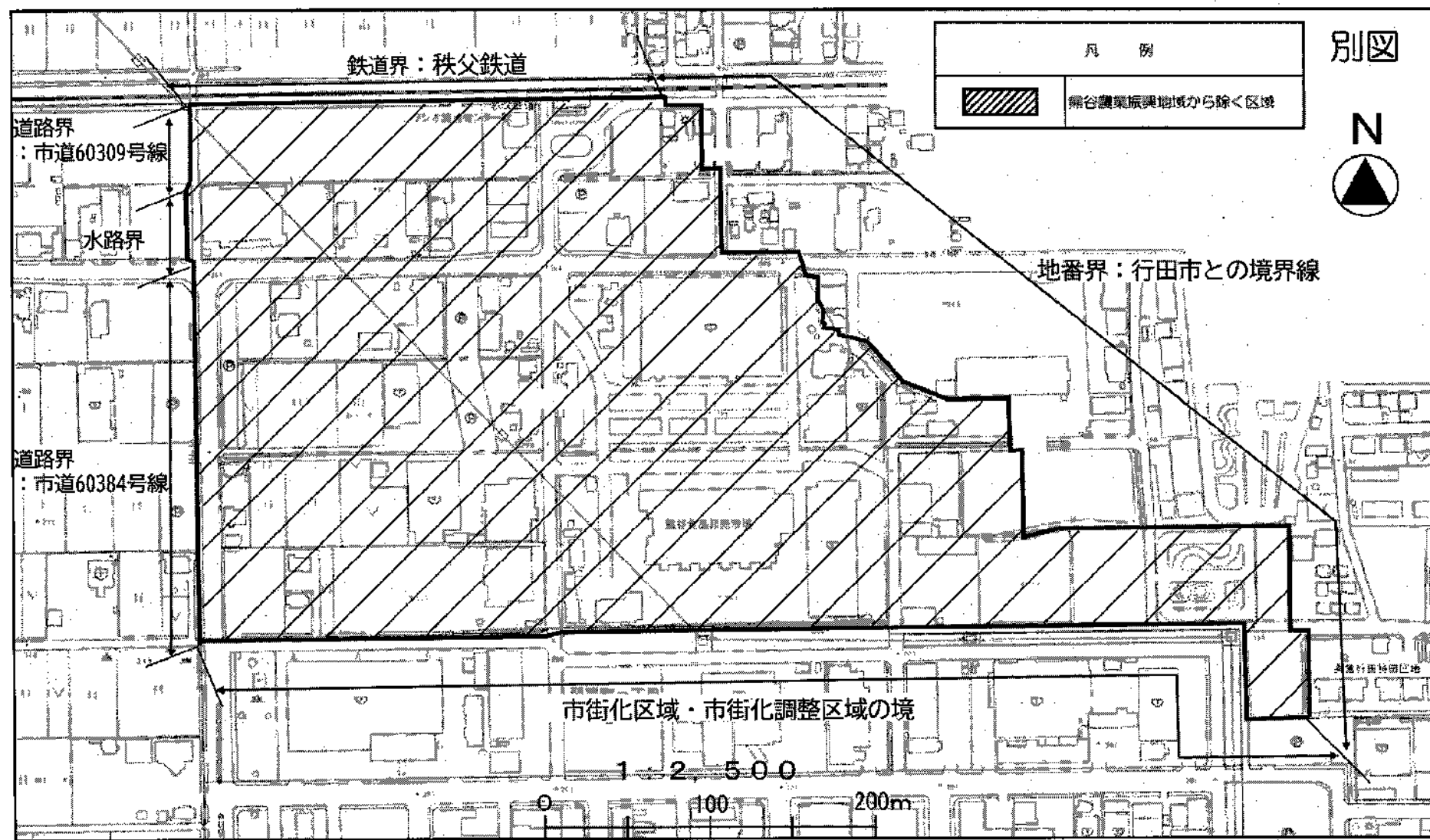
道路界
：市道60384号線

地番界：行田市との境界線

市街化区域・市街化調整区域の境



熊谷市街特設地区



告示

埼玉県告示第千八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年九月十九日認可した。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

荒川右岸用排水土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県川越市

告 示

埼玉県告示第千八十一号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

三点基準点測量

三 作業地域

羽生市大字藤井下組地内

四 作業期間

令和六年八月二十二日から令和七年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、熊谷都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により
国道二百五十四号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合から理事の氏名及び住所
の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

退任した理事の氏名及び住所

株式会社秀拓 代表取締役 米原 恭淳

埼玉県川越市の場新町十四番地二

就任した理事の氏名及び住所

谷 新一 埼玉県ふじみ野市新駒林三丁目五番十五号

橋本 敦之 埼玉県坂戸市大字紺屋百九十三番地一

告 示

埼玉県告示第千八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

交番等で使用する電気（低圧電力） 契約電力従量電灯 B 7,540アンペア、従量電灯 C 1,101キロボルトアンペア、低圧電力182キロワット 予定使用電力量 2,571,665キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年6月13日

4 落札者の氏名及び住所

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

5 落札金額

97,008,775円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月23日

告 示

埼玉県告示第千八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか47施設で使用する電気 契約電力8,178キロワット 予定使用電力量27,316,656キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年6月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号

5 落札金額

636,416,858円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月23日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、令和四年二月十八日第一号で指定をした道路を次のとおり変更した。

令和六年九月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 小 松 克 枝

第一号		変更番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号		指定の変更に係 る道路の種類
令和六年九月二十日		指定の変更の 年 月 日
変更後	変更前	指定の変更に係 る道路の位置
蕨市中央二丁目二百三番まで	蕨市中央二丁目百十二番二まで	
五十六・七六 (面積四千九百八十 九・二八平方メー トル)	五十七・八七 (面積五千六十九・二 三平方メートル)	指定の変更に 係る道路の延長 (単位メートル)
二十・〇〇〇〇百一・八五	二十・〇〇〇〇百一・八五	指定の変更に 係る道路の幅員 (単位メートル)

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和六年九月二十七日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘信

令和6年7月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果								備 考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)				C/N	水分 (%)		その他 の検査
堆肥	木徳神糧株	米の精	2.2	6.4	2.5				15	11.8		
	大村商事株	大村さんのエコ堆肥	1.8	0.4	0.8				18	23.8		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCaO－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。